

議案第 1 1 号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 1 3 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成 9 年杉並区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 1 0 条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 2 8 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 3 8 条の次に次の 1 条を加える。

（駐車場の使用者の資格の特例）

第 3 8 条の 2 区長は、前条の規定にかかわらず、駐車場設置区営住宅の使用者又は同居者以外の者で規則で定めるものに対して、駐車場の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、駐車場の使用を許可することができる。

第 3 9 条第 1 項中「前条各号に規定する条件を具備している者で、」を削り、同条第 2 項中「1 住戸」を「1 世帯」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、駐車場の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で区長が認めるときは、この限りでない。

第 4 2 条第 5 号及び第 4 3 条中「第 3 8 条各号」の次に「又は第 3 8 条の 2」を加える。

別表第 1 に次のように加える。

杉並区営富士見丘アパート	杉並区久我山二丁目 2 1 番 1 号から 3 号まで
--------------	-----------------------------

別表第2 杉並区営松ノ木二丁目第二アパートの項及び杉並区営松ノ木二丁目第三アパートの項中「19,000円」を「18,000円」に改め、同表に次のように加える。

杉並区営富士見丘アパート	16,000円
--------------	---------

附 則

- 1 この条例は、平成26年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第6条第2項第8号の改正規定は公布の日から、第38条の次に1条を加える改正規定、第39条、第42条第5号及び第43条の改正規定並びに別表第2 杉並区営松ノ木二丁目第二アパートの項及び杉並区営松ノ木二丁目第三アパートの項の改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 施行日前に、東京都営住宅条例（平成9年東京都条例第77号）の規定により、都営富士見ヶ丘アパートに関して、東京都知事に対して行われた許可申請、手続その他の行為又は東京都知事が行った許可、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後の杉並区営住宅条例の相当規定により、杉並区営富士見丘アパートに関して、区長に対して行われたもの又は区長が行ったものとみなす。

（提案理由）

都営住宅の移管による区営住宅1箇所を設置に伴い、その名称及び位置を定めるとともに、駐車場の使用者の資格の特例を設ける等の必要がある。

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「高齢者等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は<u>配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</u>でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 <u>(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合</u></p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者 (次条第2項において「高齢者等」という。)にあつては、前項第2号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者 _____ _____でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号 _____</p>

を含む。)の規定による一時保護
又は配偶者暴力防止等法第5条
(配偶者暴力防止等法第28条の
2において準用する場合を含
む。)の規定による保護が終了し
た日から起算して5年を経過して
いない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第
1項 (配偶者暴力防止等法第28
条の2において読み替えて準用す
る場合を含む。)の規定により裁
判所がした命令の申立てを行った
者で当該命令がその効力を生じた
日から起算して5年を経過してい
ないもの

3～5 略

(駐車場の使用者の資格の特例)

第38条の2 区長は、前条の規定にか
かわらず、駐車場設置区営住宅の使用
者又は同居者以外の者で規則で定める
ものに対して、駐車場の適正かつ合理
的な管理に支障のない範囲内で、駐車
場の使用を許可することができる。

(駐車場の使用申込み)

第39条 _____
_____ 駐車場を使用しよう
とするものは、規則で定めるところに
より、区長に駐車場の使用の申込みを
しなければならない。

_____の規定による一時保護
又は配偶者暴力防止等法第5条

_____の規定による保護が終了し
た日から起算して5年を経過して
いない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第
1項 _____
_____の規定により裁
判所がした命令の申立てを行った
者で当該命令がその効力を生じた
日から起算して5年を経過してい
ないもの

3～5 略

(駐車場の使用申込み)

第39条 前条各号に規定する条件を具
備している者で、駐車場を使用しよう
とするものは、規則で定めるところに
より、区長に駐車場の使用の申込みを
しなければならない。

2 前項の申込みは、1世帯1台限りとする。ただし、駐車場の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で区長が認めるときは、この限りでない。

(駐車場の使用許可の取消し)

第42条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 第38条各号又は第38条の2に規定する使用者の資格を失ったとき。

(6) 略

(準用)

第43条 駐車場の使用については、第36条から前条までに定めるもののほか、第9条（第1項第1号ただし書に係る部分を除く。）、第11条、第12条第1項（各号列記以外の部分に限る。）、第15条、第17条、第20条第1項、第21条及び第34条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区営住宅」とあるのは「駐車場」と、第9条第1項中「第5条第4項及び第5項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第40条第1項」と、同項第1号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連

2 前項の申込みは、1住戸1台限りとする。

(駐車場の使用許可の取消し)

第42条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者に対し使用許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 第38条各号_____に規定する使用者の資格を失ったとき。

(6) 略

(準用)

第43条 駐車場の使用については、第36条から前条までに定めるもののほか、第9条（第1項第1号ただし書に係る部分を除く。）、第11条、第12条第1項（各号列記以外の部分に限る。）、第15条、第17条、第20条第1項、第21条及び第34条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「区営住宅」とあるのは「駐車場」と、第9条第1項中「第5条第4項及び第5項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第40条第1項」と、同項第1号中「規則で定める資格を有する連帯保証人の連

署する誓約書」とあるのは「誓約書」と、同項第2号中「当初使用料の2月分」とあるのは「駐車料の1月分」と、同条第3項中「第6条又は第7条」とあるのは「第38条各号又は第38条の2」と、第11条見出し、第1項、第3項及び第4項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第5項中「第20条第1項」とあるのは「第43条において準用する第20条第1項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第17条中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令第11条に規定するところによるほか、規則」とあるのは「規則」と、第21条第1項中「第9条第1項第2号」とあるのは「第43条において準用する第9条第1項第2号」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第34条第2項中「前項」とあるのは「第42条」と読み替えるものとする。

署する誓約書」とあるのは「誓約書」と、同項第2号中「当初使用料の2月分」とあるのは「駐車料の1月分」と、同条第3項中「第6条又は第7条」とあるのは「第38条各号_____」と、第11条見出し、第1項、第3項及び第4項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第5項中「第20条第1項」とあるのは「第43条において準用する第20条第1項」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、第12条の見出し中「使用料等」とあるのは「保証金」と、同条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」とあるのは「特別の事情がある」と、「使用料」とあるのは「保証金」と、第17条中「居住」とあるのは「駐車場を使用」と、「省令第11条に規定するところによるほか、規則」とあるのは「規則」と、第21条第1項中「第9条第1項第2号」とあるのは「第43条において準用する第9条第1項第2号」と、「使用料」とあるのは「駐車料」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「駐車料」と、第34条第2項中「前項」とあるのは「第42条」と読み替えるものとする。